

大津市シルバー人材センターの概況 (2018年度)

・沿革

昭和 56 年 2 月 10 日 「大津市高齢者事業団」として設立

昭和 62 年 5 月 26 日 「社団法人大津市シルバー人材センター」に改称

平成 23 年 9 月 1 日 「公益社団法人大津市シルバー人材センター」として認可を受ける

・会員数 1,522名 (男性 962名・女性 560名)

○資格等

危険物取扱甲種・乙種・丙種、教員免許、簿記 1 ~ 3 級、社会保険労務士、労務管理士、行政書士、自動車整備士、一級建築士、二級建築士、土木施工管理技士 1 ~ 2 級、宅地建物取引主任、栄養士、調理師、看護師、医療事務、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修 など

○特技等

英語・中国語会話、着付け講師、編み物講師、書道師範等 など

・事業実績 契約金額 約 472,380,000 円 契約件数 11,784 件

私たちは、こんな仕事をしています。

○屋内外軽作業関係

- 除草作業
- 植木剪定
- 修繕（大工・左官）
- 清掃 など



○管理関係

- マンション管理
- 駐車場・駐輪場管理
- 施設管理
- 物品・商品管理
- 绿化管理 など



○福祉関係

- 訪問介護
- 生活支援サービス
- 子育てサービス
- 集団託児・イベント時の託児
- 学童保育
- 送迎車の運転 など



○折衝・外交関係

- 販売・集金・店番
- アンケート調査
- パンフレット配布
- 営業 など



○事務関係

- 経理事務
- パソコン入力
- 筆耕全般（宛名書き・賞状書きなど）
- 受付事務
- 書類整理
- 封入作業
- その他事務全般 など



公益社団法人 The Silver Human Resources Center

大津市シルバー人材センター

〒520-0043 滋賀県大津市中央二丁目2番5号
中央市民センター3階

<http://www.sjc.ne.jp/otsu/> otsu@sjc.ne.jp

[2001]

まずはご相談ください
(077) 525-2528
営業時間 8:40~17:25
土日祝 年末年始休
インターネットからでも申込OK

お困りごとはシルバー人材センターへ
人材の宝庫、シルバー人材センター



公益社団法人
大津市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは

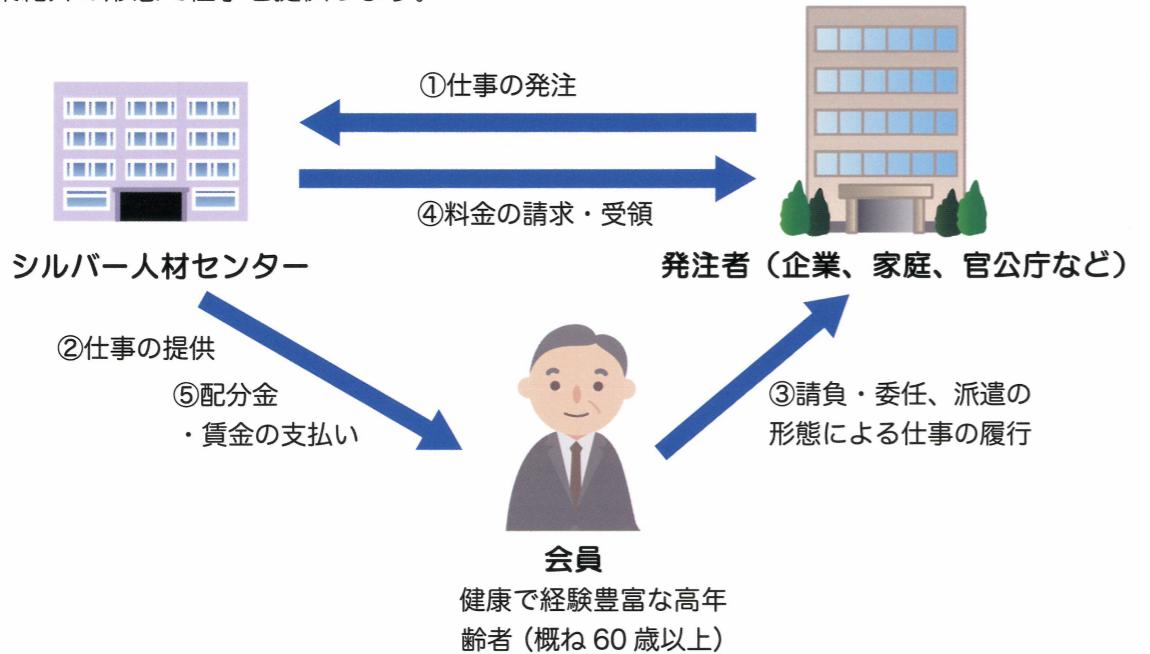
◎設置

シルバー人材センターは、次の業務を行う団体として『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』で規定されています。

1. 臨時的かつ短期的な就業（概ね月10日）又はその他の軽易な業務（概ね週20時間）に係る就業を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
2. 前述の就業に係る職業紹介事業を行うこと。
3. 高年齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
4. 会員を対象として「労働者派遣事業」を行うこと。

◎事業のしくみ

シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高年齢者（会員）に請負・委任、派遣または職業紹介の形態で仕事を提供します。



シルバー人材センターの業務概要

1. 営利を目的としません。
2. 仕事はシルバー人材センター（以下「センター」）が請負い、会員はその仕事を履行します。
3. 請負・委任契約はセンターと発注者で行い、センター・会員・発注者のいずれの間にも雇用関係はありません。なお、派遣契約については、滋賀県シルバー人材センター連合会と会員の間に雇用関係があります。
4. センターが引き受けた仕事は、すべてセンターの責任により行います。
5. 会員の仕事の実績に対しては、配分金・賃金が支払われます。
6. 会員が仕事中に万一、ケガや事故に遭われた場合は、センターが加入するシルバー団体傷害保険で対応します。
7. 会員が仕事中に万一、他人の身体や財物に損害を与えた場合は、センターが加入するシルバー賠償責任保険で対応します。

- ◎原則として市内在住の概ね60歳以上で、健康で働く意欲のある方。
◎センターの趣旨（自主・自立、共働・共助）に賛同された方。
◎入会説明会に参加され、入会申込書を提出された方。
◎会費を納入していただける方。

会員になれる条件

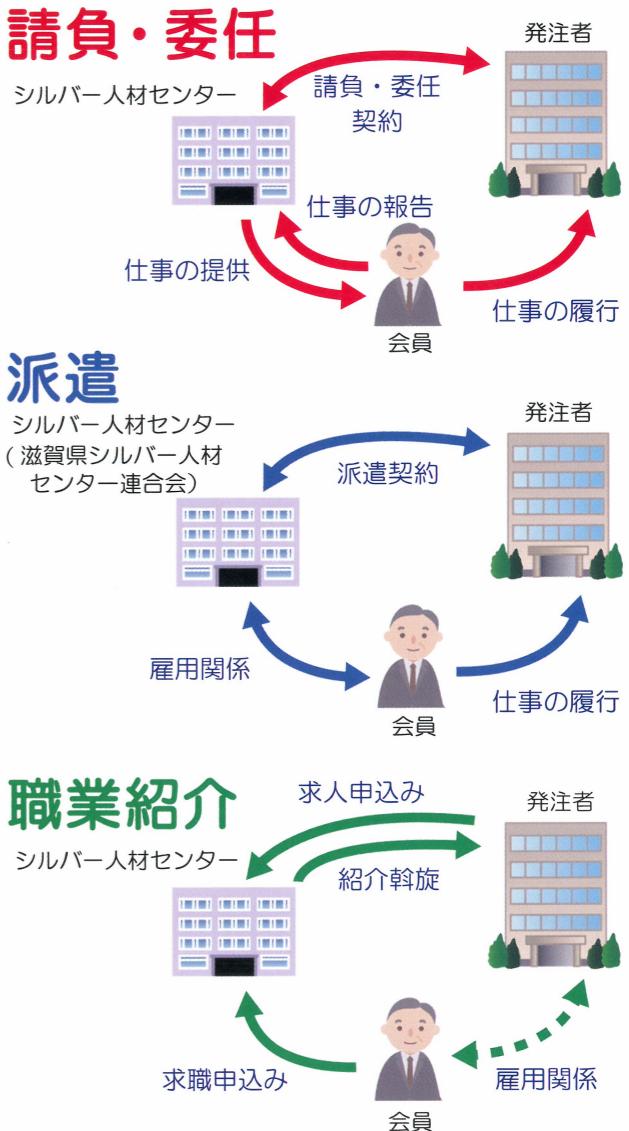
就業システムは3タイプ

「請負・委任」は、発注者に就業の確認をしていたり、所定の料金をシルバー人材センター（以下「センター」）へお支払いただきます。センターは就業会員へ配分金（報酬）を支払います。業務の履行責任は、センターが負います。

「派遣」は、発注者の指揮命令を受けて就業します。センターは会員を募集し、契約は滋賀県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」）と締結していただきます。所定の料金は、連合会へお支払いただきます。連合会から就業会員へ給与が支払われます。受注窓口はすべてセンターが行います。

「職業紹介」は、発注者に雇用していただきます。センターが求人を受け付け、発注者に会員および地域の高年齢者を紹介します。

お仕事のご依頼



「請負・委任による就業」と「シルバー派遣事業」の態様

項目	請負・委任による就業	シルバー派遣事業
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業、又は軽易な業務	
雇用関係の有無	なし	あり（派遣労働中のみ）
発注者の指揮命令	受けない	受ける
事故の際に適用される保険	シルバー保険	労働者災害補償保険
発注者との契約当事者	大津市シルバー人材センター	滋賀県シルバー人材センター連合会
社会保険・雇用保険の適用	なし	[週20時間以上]雇用保険適用 [週30時間以上]社会保険・雇用保険適用
会員に対する報酬	配分金	賃金
報酬の支払い主	大津市シルバー人材センター	滋賀県シルバー人材センター連合会

ご利用のメリット

- ①短時間・短期間など、必要なときに依頼することができる。
- ②会員は概ね60歳以上のため、3年を超えて同一事業所で働くことができる。
- ③人員を募集するための手間と経費が掛からない。